

## ○飛騨市公正入札調査委員会設置要綱

平成16年2月1日

訓令第43号

### (設置)

第1条 飛騨市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)別表に定める工事をいう。)の請負、物件の製造、買入れその他についての入札制度の運用について、その透明性及び公平性の確保と入札談合に関する情報及び談合疑義事実(談合があると疑うに足りる事実をいう。以下同じ。)に対して的確な対応を行うため、飛騨市公正入札調査委員会(以下「調査委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 談合情報対応マニュアル(別紙1)に定める調査・審議
- (2) 談合疑義事実処理マニュアル(別紙2)に定める調査・審議
- (3) 必要に応じ、入札制度が適正に運用されているかどうかを調査すること。
- (4) 前3号の調査に基づき、必要があると認めるときは、入札制度の運用の適正を確保するため行うべき措置について、市長に対して意見を述べること。
- (5) その他入札制度の透明性及び公平性を確保するために必要な事項

### (組織)

第3条 調査委員会は、委員長、副委員長及び3人の委員をもって組織する。

- 2 委員長は副市長を、副委員長は市の職員の内から市長が任命する者をもって充てる。
- 3 委員3人については、識見を有する者として市の職員1人、市の職員以外の者(建設工事会社又は建設コンサルタント会社の代表者、役員及び従業員は除く。)2人を市長が委嘱する。なお、委員が任期中に建設工事会社又は建設コンサルタント会社の代表者、役員及び従業員となった場合は、市長は、これを解嘱するものとする。
- 4 委員長は、調査委員会を統括し、会議の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、4年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任することができる。

### (会議)

第5条 調査委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 調査委員会は、委員長並びに副委員長及び委員のうち過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(事情聴取)

第6条 調査委員会において必要があるときは、委員長は関係者から事情を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委員の排除)

第7条 第2条の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある者は、議事には加わることができない。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(事務局)

第9条 調査委員会の事務は、総務部管財課が行う。

(補則)

第10条 この訓令に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年2月1日から施行する。

附 則(平成17年5月9日訓令第20号)

この訓令は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年5月11日訓令第21号)

この訓令は、平成18年5月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年3月30日訓令第11号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月1日訓令第15—3号)

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成21年3月30日訓令第10号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年1月27日訓令第2号)

この訓令は、平成23年1月27日から施行する。